

名古屋港管理組合公報

平成28年3月31日
(木曜日)
号外第304号

目次

○名古屋港管理組合行政不服審査会条例	1
○給与条例の一部を改正する条例	2
○行政不服審査法の施行に伴う関係条例の整備等に関する条例	26
規 則	
○女性の職業生活における活躍の推進に関する法律の特定事業主等を定める規則	29
○行政不服審査法等の施行に伴う関係規則の整理等に関する規則	29
議 会 事 項	
○名古屋港管理組合議会議事局行政文書管理規程の一部改正	31
○名古屋港管理組合議会が管理する行政文書の開示に関する規程の一部改正	31
監 査 委 員 事 項	
○名古屋港管理組合監査委員事務局行政文書管理規程の一部改正	32
○名古屋港管理組合監査委員が管理する行政文書の開示に関する規程の一部改正	32
○名古屋港管理組合監査委員の保有する個人情報の保護に関する規程の一部改正	33

条 例

名古屋港管理組合行政不服審査会条例を公布する。
平成二十八年三月三十一日

名古屋港管理組合管理者
愛知県知事 大村 秀章

名古屋港管理組合条例第一号

名古屋港管理組合行政不服審査会条例

(趣旨)

第一条 この条例は、行政不服審査法(平成二十六年法律第六十八号)第八十一条第四項の規定に基づき、名古屋港管理組合行政不服審査会(以下「審査会」という。)の組織及び運営に関する事項を定めるものとする。

(組織)

第二条 審査会は、委員三人で組織する。

2 委員は、審査会の権限に属する事項に関し公正な判断をすることができ、かつ、法律又は行政に関して優れた識見を有する者のうちから、管理者が任命する。

3 委員の任期は、二年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

4 委員は、再任されることができる。

(委員の服務)

第三条 委員は、職務上知ることができた秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

2 委員は、在任中、政党その他の政治的団体の役員となり、又は積極的に政治運動をしてはならない。

(会長)

第四条 審査会に会長を置き、委員の互選により定める。

2 会長は、会務を総理し、審査会を代表する。

3 会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、あらかじめその指名する委員が、その職務を代理する。

(会議)

第五条 審査会は、会長が招集する。

2 審査会においては、会長が議長となる。

3 審査会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開き、議決することができない。

4 審査会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

5 委員は、自己の利害に関係する議事に参与することができない。

(専門委員)

第六条 審査会に、専門の事項を調査させるため、専門委員を置くことができる。

2 専門委員は、当該専門の事項に関して十分な知識又は経験を有する者のうちから、管理者が任命する。

3 専門委員は、当該専門の事項に関する調査が終了したときは、解任されるものとする。

4 第三条及び前条第五項の規定は、専門委員について準用する。

(雑則)

第七条 この条例に定めるもののほか、審査会の運営に関し必要な事項は、会長が審査会に諮って定める。

(罰則)

第八条 第三条第一項(第六条第四項において準用する場合を含む。)の規定に違反して秘密を漏らした者は、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

附 則

この条例は、平成二十八年四月一日から施行する。

給与条例の一部を改正する条例を公布する。

平成二十八年三月三十一日

名古屋港管理組合管理者

愛知県知事 大村 秀章

名古屋港管理組合条例第二号

給与条例の一部を改正する条例

第一条 給与条例（昭和二十七年名古屋港管理組合条例第五号）の一部を次のように改正する。

第十条の三を次のように改める。

（住居手当）

第十条の三 住居手当は、次の各号のいずれかに該当する職員に支給する。

- 一 自ら居住するため住宅（賃金を含む。以下同じ。）を借り受け、月額二万三千円を超える家賃（使用料を含む。以下同じ。）を支払っている職員（公務遂行上の必要により宿舍等を貸与されている職員その他管理者が定める職員を除く。）
 - 二 第十一条の三第一項の規定により単身赴任手当を支給される職員（以下「単身赴任中の職員」という。）で、配偶者が居住するための住宅（管理者が定める住宅を除く。）を借り受け、月額二万三千円を超える家賃を支払っているもの又はこれらのものとの権衡上必要があると認められるものとして管理者が定めるもの
 - 三 自ら居住するため住宅に係る費用を負担していると認められる職員（世帯主及びこれに準ずるもので管理者が定めるもの（第二号に掲げるものを除く。）に限る。）
 - 四 単身赴任中の職員で、配偶者（職員であるものを除く。）が居住するための住宅に係る費用を負担しているもの又はこれらのものとの権衡上必要があると認められるものとして管理者が定めるもの（第二号に掲げるものを除く。）
- 2 住居手当の月額は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める額（該当する区分が複数ある職員にあつては、当該各号に定める額の合計額）とする。
- 一 前項第一号に掲げる職員 八千八百円
 - 二 前項第二号に掲げる職員 前号の規定により定められる額の二分の一に相当する額
 - 三 前項第三号に掲げる職員 二千五百円
 - 四 前項第四号に掲げる職員 前号の規定により定められる額の二分の一に相当する額
- 3 前二項に規定するもののほか、住居手当の支給に関し必要な事項は、管理者が定める。
- 第二十一条の二第三項中「支給する時期」ことの割合は、百分の七十五（特定管理職員にあつては千分の八百七十五）を「割合は、六月に支給する場合においては百分の七十五、十二月に支給する場合においては百分の八十五（特定管理職員にあつては、六月に支給する場合においては千分の八百七十五、十二月に支給する場合においては千分の千二百二十五）」に改め、同条第四項中「支給する時期」ことの割合は、百分の三十五（特定管理職員にあつては、千分の四百二十五）を「割合は、六月に支給する場合においては百分の三十五、十二月に支給する場合においては百分の四十（特定管理職員にあつては、六月に支給する場合においては千分の四百二十五、十二月に支給する場合においては千分の五百二十五）」に改める。
- 別表第一を次のように改める。

別表第1 (第5条関係)

行政職給料表

職務の級 号給	1級 給料月額	2級 給料月額	3級 給料月額	4級 給料月額	5級 給料月額	6級 給料月額	7級 給料月額	8級 給料月額	9級 給料月額
	円	円	円	円	円	円	円	円	円
1	131,200	158,300	221,400	236,800	254,600	282,900	339,300	414,200	434,500
2	132,200	159,600	223,300	238,900	256,700	285,100 (323,000)	342,200 (389,300)	417,600	438,200
3	133,200	160,800	225,200	241,000	258,800	287,300 (325,500)	345,100 (392,100)	420,900	441,900
4	134,200	162,000	227,100	243,000	260,900	289,500 (328,000)	348,000 (394,900)	424,200	445,600
5	135,100	163,200	229,000	245,000	263,000	291,600 (330,500)	350,900 (397,700)	427,500	449,300
6	136,100	164,900	231,000	247,100	265,100	293,900 (333,000)	353,700 (400,400)	430,800	453,100
7	137,100	166,600	233,000	249,200	267,200	296,200 (335,600)	356,500 (402,900)	434,100	456,900
8	138,100	168,300	235,000	251,300	269,300	298,400 (338,200)	359,300 (405,400)	437,400	460,700
9	139,000	169,900	236,900	253,300	271,400	300,600 (340,700)	362,100 (407,900)	440,600	464,500
10	140,000	171,700	238,900	255,400	273,600	303,000 (343,200)	364,600 (410,300)	443,900	468,300
11	141,000	173,500	240,900	257,500	275,800	305,300 (345,700)	367,100 (412,800)	447,200	472,000
12	142,000	175,200	242,900	259,600	277,900	307,600 (348,200)	369,600 (415,300)	450,500	475,700
13	143,000	176,900	244,900	261,600	280,000	309,900 (350,600)	372,100 (417,700)	453,700	479,400
14	144,100	178,700	247,000	263,700	282,200	312,300 (353,000)	374,500 (420,100)	456,800	483,100
15	145,200	180,500	249,100	265,800	284,400	314,600 (355,500)	376,900 (422,200)	459,900	486,800
16	146,300	182,200	251,200	267,900	286,600	316,900 (357,900)	379,300 (424,300)	463,000	490,500
17	147,300	183,900	253,200	269,900	288,700	319,200 (360,300)	381,700 (426,400)	466,100	494,200
18	148,500	185,800	255,200	272,000	290,900	321,700 (362,700)	384,000 (428,400)	469,100	497,800
19	149,600	187,600	257,200	274,100	293,100	324,200 (365,100)	386,300 (430,200)	472,000	501,400
20	150,700	189,400	259,200	276,200	295,300	326,600 (367,500)	388,600 (432,000)	474,900	505,000
21	151,800	191,200	261,200	278,300	297,400	329,000 (369,800)	390,800 (433,800)	477,800	508,600
22	153,000	193,300	263,200	280,500	299,600	331,500 (372,100)	393,100 (435,500)	480,500	512,000
23	154,200	195,300	265,200	282,600	301,800	334,000 (374,400)	395,300 (436,900)	483,200	515,400
24	155,400	197,300	267,200	284,700	304,000	336,500 (376,700)	397,500 (438,300)	485,900	518,800
25	156,500	199,300	269,200	286,800	306,200	338,900 (379,000)	399,700 (439,700)	488,600	522,100
26	158,000	201,400	271,200	289,000	308,500	341,300 (381,200)	401,900 (441,000)	490,800	525,400
27	159,500	203,400	273,200	291,200	310,700	343,600 (383,500)	404,000 (442,300)	493,000	528,700
28	161,000	205,400	275,200	293,400	312,900	345,900 (385,700)	406,100 (443,600)	495,200	532,000
29	162,500	207,400	277,100	295,500	315,100	348,200 (387,900)	408,200 (444,900)	497,400	535,300
30	164,400	209,500	279,100	297,800	317,400	350,500 (390,100)	409,900 (446,200)	499,500	538,600
31	166,300	211,500	281,100	300,000	319,700	352,700 (392,300)	411,600 (447,500)	501,600	541,900
						(394,400)	(448,800)		

32	168,100	213,500	283,100	302,200	321,900	354,900 (396,500)	413,300 (450,100)	503,600	545,200
33	169,900	215,500	285,000	304,400	324,100	357,100 (398,600)	415,000 (451,400)	505,600	548,400
34	171,700	217,500	287,000	306,700	326,400	359,300 (400,300)	416,500 (452,600)	507,300	551,600
35	173,500	219,500	289,000	308,900	328,700	361,500 (402,000)	418,000 (453,700)	509,000	554,800
36	175,200	221,500	291,000	311,100	331,000	363,600 (403,700)	419,400 (454,800)	510,600	558,000
37	176,900	223,500	292,900	313,300	333,300	365,700 (405,300)	420,800 (455,900)	512,200	561,200
38	178,500	225,500	294,900	315,500	335,600	367,800 (406,900)	422,100 (456,700)	513,700	564,200
39	180,100	227,400	296,900	317,700	337,900	369,900 (408,500)	423,400 (457,500)	515,200	567,200
40	181,600	229,300	298,900	319,800	340,200	372,000 (410,100)	424,700 (458,300)	516,700	570,100
41	183,100	231,200	300,800	321,900	342,400	374,100 (411,600)	425,900 (459,000)	518,100	573,000
42	184,600	233,100	302,800	323,900	344,500	376,000 (413,100)	427,000 (459,800)	519,600	576,000
43	186,100	235,000	304,800	325,800	346,600	377,900 (414,600)	428,000 (460,600)	521,100	579,000
44	187,600	236,900	306,700	327,700	348,700	379,700 (416,100)	429,000 (461,400)	522,500	581,900
45	189,100	238,800	308,600	329,600	350,700	381,500 (417,600)	430,000 (462,100)	523,900	584,800
46	190,600	240,700	310,600	331,500	352,700	383,400 (418,700)	431,000 (462,900)	525,200	587,800
47	192,100	242,600	312,500	333,400	354,600	385,200 (419,800)	432,000 (463,700)	526,500	590,800
48	193,500	244,500	314,400	335,300	356,500	387,000 (420,800)	432,900 (464,500)	527,700	593,700
49	194,900	246,400	316,300	337,200	358,400	388,800 (421,800)	433,800 (465,200)	528,900	596,600
50	196,400	248,300	318,300	339,100	360,300	390,100 (422,600)	434,600 (466,000)	530,200	599,600
51	197,800	250,200	320,200	341,000	362,200	391,400 (423,300)	435,400 (466,800)	531,500	602,600
52	199,200	252,100	322,100	342,900	364,000	392,700 (424,000)	436,200 (467,600)	532,700	605,500
53	200,600	253,900	324,000	344,800	365,800	394,000 (424,700)	436,900 (468,300)	533,900	608,400
54	201,900	255,800	325,700	346,300	367,500	395,200 (425,500)	437,700 (469,100)	535,200	611,400
55	203,200	257,600	327,400	347,800	369,100	396,400 (426,200)	438,500 (469,900)	536,500	614,400
56	204,500	259,400	329,100	349,300	370,700	397,600 (426,900)	439,300 (470,700)	537,700	617,300
57	205,700	261,200	330,800	350,800	372,300	398,800 (427,600)	440,000 (471,400)	538,900	620,200
58	207,000	263,000	332,400	352,300	373,900	399,800 (428,400)	440,800 (472,200)	540,200	623,200
59	208,300	264,800	334,000	353,800	375,500	400,700 (429,100)	441,600 (473,000)	541,500	626,200
60	209,500	266,600	335,500	355,200	377,000	401,600 (429,800)	442,400 (473,800)	542,700	629,100
61	210,700	268,400	337,000	356,600	378,500	402,500 (430,500)	443,100 (474,500)	543,900	632,000
62	211,800	270,100	338,500	357,600	379,600	403,300 (431,300)	443,900 (475,300)		
63	212,900	271,800	340,000	358,600	380,600	404,000 (432,000)	444,700 (476,100)		
64	214,000	273,400	341,500	359,600	381,600	404,700 (432,700)	445,500 (476,900)		

65	215,000	275,000	342,900	360,600	382,600	405,400 (433,400)	446,200 (477,600)
66	216,100	276,100	344,300	361,600	383,500	406,200 (434,200)	447,000 (478,400)
67	217,200	277,100	345,600	362,600	384,400	406,900 (434,900)	447,800 (479,200)
68	218,300	278,100	346,900	363,600	385,300	407,600 (435,600)	448,600 (480,000)
69	219,300	279,100	348,200	364,600	386,100	408,300 (436,300)	449,300 (480,700)
70	220,400	280,100	349,400	365,500	386,900	409,100 (437,100)	450,100 (481,500)
71	221,400	281,100	350,600	366,400	387,600	409,800 (437,800)	450,900 (482,300)
72	222,400	282,100	351,800	367,200	388,300	410,500 (438,500)	451,600 (483,100)
73	223,400	283,100	353,000	368,000	389,000	411,200 (439,200)	452,300 (483,800)
74	224,300	284,100	354,000	368,700	389,800	412,000 (440,000)	453,100 (484,600)
75	225,100	285,100	355,000	369,400	390,500	412,700 (440,700)	453,900 (485,400)
76	225,900	286,000	356,000	370,100	391,200	413,400 (441,400)	454,600 (486,200)
77	226,700	286,900	357,000	370,700	391,900	414,100 (442,100)	455,300 (486,900)
78	227,600	287,800	357,900	371,400	392,700	414,900 (442,900)	456,100 (487,700)
79	228,400	288,700	358,800	372,100	393,400	415,600 (443,600)	456,900 (488,500)
80	229,200	289,600	359,600	372,800	394,100	416,300 (444,300)	457,600 (489,300)
81	230,000	290,500	360,400	373,400	394,800	417,000 (445,000)	458,300 (490,000)
82	230,900	291,400	361,100	374,100	395,600	417,800 (445,700)	459,100
83	231,700	292,300	361,800	374,800	396,300	418,500 (446,400)	459,900
84	232,500	293,200	362,400	375,500	397,000	419,200 (447,100)	460,600
85	233,300	294,000	363,000	376,100	397,700	419,900 (447,800)	461,300
86	234,100	294,900	363,700	376,800	398,500	420,700 (448,500)	462,100
87	234,900	295,700	364,300	377,500	399,200	421,400 (449,200)	462,900
88	235,700	296,500	364,900	378,200	399,900	422,100 (449,900)	463,600
89	236,500	297,300	365,500	378,800	400,600	422,800 (450,500)	464,300
90	237,300	298,000	366,200	379,500	401,400	423,600	465,100
91	238,100	298,700	366,800	380,200	402,100	424,300	465,900
92	238,900	299,400	367,400	380,900	402,800	425,000	466,600
93	239,700	300,100	368,000	381,500	403,500	425,700	467,300
94	240,300	300,800	368,600	382,200	404,300	426,500	468,100
95	240,900	301,500	369,200	382,900	405,000	427,200	468,900
96	241,400	302,200	369,700	383,600	405,700	427,900	469,600
97	241,900	302,800	370,200	384,200	406,400	428,600	470,300
98	242,400	303,500	370,800	384,900	407,200	429,300	

99	242,900	304,200	371,400	385,600	407,900	430,000			
100	243,300	304,900	371,900	386,300	408,600	430,700			
101	243,700	305,500	372,400	386,900	409,300	431,400			
102	244,200	306,100	373,000	387,600	410,100	432,100			
103	244,700	306,600	373,600	388,300	410,800	432,800			
104	245,100	307,100	374,100	389,000	411,500	433,500			
105	245,500	307,600	374,600	389,600	412,200	434,200			
106	246,000	308,100	375,200	390,300	413,000	434,900			
107	246,500	308,500	375,800	391,000	413,700	435,600			
108	246,900	308,900	376,300	391,700	414,400	436,300			
109	247,300	309,300	376,800	392,300	415,100	436,900			
110		309,700	377,400	393,000	415,900	437,600			
111		310,100	378,000	393,700	416,600	438,300			
112		310,500	378,500	394,400	417,300	439,000			
113		310,900	379,000	395,000	418,000	439,600			
114		311,300	379,600	395,700	418,800				
115		311,700	380,200	396,400	419,500				
116		312,100	380,700	397,100	420,200				
117		312,500	381,200	397,700	420,900				
118		312,900	381,800	398,400	421,600				
119		313,300	382,300	399,100	422,300				
120		313,700	382,800	399,800	423,000				
121		314,100	383,300	400,400	423,700				
122		314,500		401,100	424,400				
123		314,900		401,800	425,100				
124		315,300		402,500	425,800				
125		315,700		403,100	426,500				
126		316,100		403,800	427,200				
127		316,500		404,500	427,900				
128		316,900		405,200	428,600				
129		317,300		405,800	429,200				
130		317,700		406,500	429,900				
131		318,100		407,200	430,600				

132	318,500	407,900	431,300				
133	318,800	408,500	431,900				
134	319,200	409,200					
135	319,600	409,900					
136	320,000	410,500					
137	320,300	411,100					
138	320,700	411,800					
139	321,100	412,500					
140	321,500	413,100					
141	321,800	413,700					
142	322,200	414,400					
143	322,600	415,100					
144	322,900	415,700					
145	323,200	416,300					
146		417,000					
147		417,700					
148		418,300					
149		418,900					
150		419,600					
151		420,300					
152		420,900					
153		421,500					
154		422,200					
155		422,900					
156		423,500					
157		424,100					

備考

- 1 この表の6級の1号給から89号給までの括弧内の金額は、6級の職にある職員のうち、管理者が指定するものに適用する。
- 2 この表の7級の1号給から81号給までの括弧内の金額は、7級の職にある職員のうち、管理者が指定するものに適用する。

第二条 給与条例の一部を次のように改正する。

第五条第三項中「標準的な」を削り、「管理者が定める」を「別表第二の級別基準職務表に定めるとおりとし、同表に掲げる職務とその複雑、困難及び責任の度が同程度の職務で管理者が定めるものは、それぞれの職務の級に分類されるものとする」に改める。

第九条第二項第五号中「身体に著しい」を「著しい心身の機能の」に改める。

第十条の二第二項中「百分の十」を「百分の十五」に、「のうち、管理者が定める者にあつては、一般職の職員の給与に関する法律（昭和二十五年法律第九十五号）第十一条の三の規定に基づく国家公務員の地域手当の支給割合を基準として管理者が定める割合」を「にあつては、百分の二十」に改める。

第十条の三第一項第一号中「二万三千元」を「一万二千元」に改め、同項第二号中「（以下「単身赴任中の職員」という。）」を削り、「二万三千元」を「一万二千元」に改め、同項第三号及び第四号を削り、同条第二項中「該当する区分が複数ある」を「当該各号のいずれにも該当する」に改め、同項第一号を次のように改める。

一 前項第一号に掲げる職員 次に掲げる職員の区分に応じ、それぞれ次に定める額（その額に百円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）に相当する額

イ 月額二万三千元以下の家賃を支払っている職員 家賃の月額から一万二千元を控除した額を超えない範囲内において管理者が定める額

ロ 月額二万三千元を超える家賃を支払っている職員 家賃の月額から二万三千元を控除した額の二分の一（その控除した額の二分の一が一万六千元を超えるときは、一万六千元）を一万千円に加算した額を超えない範囲内において管理者が定める額

第十条の三第二項第二号中「相当する額」の下に「（その額に百円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）」を加え、同項第三号及び第四号を削る。

第十一条第二項第一号ただし書中「四万五千元を」を「五万五千元を」に、「一箇月当たりの運賃等相当額と四万五千元との差額の二分の一（その差額の二分の一が五千円を超えるときは、五千円）を四万五千元に加算した額（以下この号において「調整した額」という。）」を「五万五千元」に、「調整した額に」を「五万五千元に」に改め、同項第二号中「身体に障害を有する」を「心身の機能の障害がある」に改め、同項第三号中「四万五千元を」を「五万五千元を」に、「その額と四万五千元との差額の二分の一（その差額の二分の一が五千円を超えるときは、五千円）を四万五千元に加算した額」を「五万五千元」に改める。

第十三条第一項中「受けた場合」の下に「その他これらに準ずるものとして管理者が定める場合」を加える。

第二十一条の二第三項中「百分の七十五」を「千分の七百六十七」に、「百分の八十五」を「千分の七百六十八」に、「千分の八百七十五」を「千分の九百六十七」に、「千分の千二百二十五」を「千分の九百六十八」に改め、同条第四項中「割合は、六月に支給する場合においては百分の三十五、十二月に支給する場合においては百分の四十（特定管理職員にあつては、六月に支給する場合においては千分の四百二十五、十二月に支給する場合においては千分の五百二十五）」を「支給する時期ごとの割合は、千分の三百五十八（特定管理職員にあつては、千分の四百五十八）」に改める。

別表第一及び別表第二を次のように改める。

別表第1 (第5条関係)

行政職給料表

職務の級 号給	1級 給料月額	2級 給料月額	3級 給料月額	4級 給料月額	5級 給料月額	6級 給料月額	7級 給料月額	8級 給料月額	9級 給料月額
	円	円	円	円	円	円	円	円	円
1	128,000	154,500	215,000	229,500	244,300	271,600	323,900	393,600	412,800
2	129,000	155,700	216,600	231,000	246,400	273,700	326,700	396,800	416,400
3	130,000	156,900	218,200	232,500	248,400	275,800	329,500	400,000	419,900
4	130,900	158,100	219,800	233,900	250,400	277,800	332,300	403,200	423,400
5	131,800	159,200	221,300	235,300	252,400	279,800	335,000	406,300	426,900
6	132,800	160,900	222,900	237,300	254,500	282,000	337,700	409,400	430,600
7	133,800	162,500	224,500	239,300	256,500	284,200	340,400	412,500	434,300
8	134,700	164,100	226,100	241,300	258,500	286,300	343,100	415,600	438,000
9	135,600	165,700	227,700	243,200	260,500	288,400	345,700	418,700	441,700
10	136,600	167,400	229,700	245,200	262,600	290,700	348,100	421,700	445,400
11	137,600	169,100	231,700	247,200	264,700	292,900	350,500	424,700	449,000
12	138,600	170,800	233,600	249,200	266,700	295,100	352,900	427,600	452,600
13	139,500	172,500	235,500	251,100	268,700	297,300	355,300	430,500	456,200
14	140,600	174,200	237,500	253,200	270,800	299,600	357,600	433,400	459,700
15	141,700	175,900	239,400	255,300	272,900	301,900	359,900	436,300	463,200
16	142,700	177,600	241,300	257,400	275,000	304,200	362,200	439,100	466,700
17	143,700	179,300	243,200	259,400	277,000	306,400	364,400	441,900	470,100
18	144,800	181,100	245,100	261,500	279,100	308,800	366,600	444,800	473,400
19	145,900	182,900	247,000	263,600	281,200	311,200	368,800	447,700	476,600
20	147,000	184,700	248,900	265,700	283,300	313,500	371,000	450,500	479,800
21	148,000	186,400	250,800	267,800	285,400	315,800	373,100	453,300	483,000
22	149,200	188,400	252,700	270,000	287,600	318,200	375,300	456,000	486,100
23	150,400	190,300	254,600	272,100	289,700	320,600	377,400	458,600	489,200
24	151,500	192,200	256,500	274,200	291,800	323,000	379,500	461,200	492,200
25	152,600	194,100	258,400	276,300	293,900	325,300	381,600	463,800	495,200
26	154,100	196,100	260,300	278,500	296,100	327,300	383,700	465,600	498,300
27	155,600	198,100	262,200	280,600	298,200	329,300	385,700	467,400	501,300
28	157,100	200,100	264,100	282,700	300,300	331,300	387,700	469,100	504,300
29	158,500	202,100	266,000	284,800	302,400	333,200	389,700	470,800	507,300
30	160,300	203,900	267,900	287,000	304,600	335,100	391,400	472,600	510,300
31	162,100	205,700	269,800	289,100	306,800	337,000	393,100	474,400	513,200

32	163,900	207,500	271,700	291,200	308,900	338,900 (381,400)	394,700 (427,400)	476,100	516,100
33	165,700	209,200	273,600	293,300	311,000	340,800 (383,500)	396,300 (428,400)	477,800	519,000
34	167,400	211,000	275,500	295,500	313,300	342,700 (385,100)	397,700 (429,200)	479,300	522,000
35	169,100	212,700	277,400	297,700	315,600	344,600 (386,700)	399,100 (430,000)	480,700	524,900
36	170,800	214,400	279,300	299,900	317,800	346,500 (388,300)	400,500 (430,800)	482,100	527,800
37	172,500	216,100	281,200	302,000	320,000	348,400 (389,800)	401,800 (431,600)	483,500	530,700
38	174,100	217,900	283,100	304,100	322,200	350,300 (390,800)	403,100 (432,200)	484,800	533,400
39	175,600	219,600	285,000	306,200	324,400	352,200 (391,800)	404,300 (432,800)	486,100	536,100
40	177,100	221,300	286,900	308,300	326,500	354,100 (392,700)	405,500 (433,400)	487,400	538,700
41	178,600	223,000	288,700	310,300	328,600	355,900 (393,600)	406,700 (434,000)	488,700	541,300
42	180,100	224,800	290,600	312,200	330,700	357,700 (394,300)	407,500 (434,600)	489,800	544,000
43	181,600	226,500	292,500	314,100	332,700	359,400 (394,900)	408,300 (435,200)	490,900	546,600
44	183,000	228,200	294,400	315,900	334,700	361,100 (395,500)	409,000 (435,800)	492,000	549,200
45	184,400	229,900	296,200	317,700	336,700	362,800 (396,100)	409,700 (436,400)	493,100	551,800
46	185,900	231,700	298,100	319,600	338,600	364,600 (396,700)	410,300 (437,000)	494,200	554,300
47	187,300	233,400	300,000	321,400	340,400	366,300 (397,300)	410,900 (437,600)	495,300	556,800
48	188,700	235,100	301,800	323,200	342,200	368,000 (397,900)	411,500 (438,200)	496,400	559,200
49	190,100	236,800	303,600	325,000	344,000	369,700 (398,400)	412,000 (438,800)	497,400	561,600
50	191,500	238,600	305,500	326,900	345,800	371,000 (399,000)	412,600 (439,400)	498,400	564,100
51	192,900	240,300	307,300	328,700	347,600	372,200 (399,600)	413,200 (440,000)	499,400	566,600
52	194,300	242,000	309,100	330,500	349,400	373,400 (400,200)	413,800 (440,600)	500,300	569,000
53	195,600	243,700	310,900	332,300	351,100	374,600 (400,700)	414,300 (441,200)	501,200	571,400
54	196,900	245,500	312,600	333,800	352,300	375,700 (401,300)	414,900 (441,800)	502,100	573,900
55	198,200	247,200	314,300	335,200	353,500	376,800 (401,900)	415,500 (442,400)	503,000	576,300
56	199,400	248,900	316,000	336,600	354,700	377,800 (402,500)	416,100 (443,000)	503,900	578,700
57	200,600	250,600	317,600	338,000	355,800	378,800 (403,000)	416,600 (443,600)	504,800	581,100
58	201,900	252,400	319,100	339,100	356,700	379,500 (403,600)	417,200 (444,200)	505,700	583,500
59	203,100	254,100	320,600	340,200	357,600	380,100 (404,200)	417,800 (444,800)	506,600	585,900
60	204,300	255,800	322,100	341,200	358,500	380,700 (404,800)	418,400 (445,400)	507,500	588,300
61	205,500	257,500	323,500	342,200	359,300	381,300 (405,300)	418,900 (446,000)	508,400	590,700
62	206,600	259,200	324,900	343,200	360,100	381,900 (405,900)	419,500 (446,600)		
63	207,700	260,800	326,300	344,200	360,900	382,500 (406,500)	420,100 (447,200)		
64	208,700	262,400	327,700	345,200	361,700	383,100 (407,100)	420,700 (447,800)		

65	209,700	264,000	329,100	346,200	362,500	383,600 (407,600)	421,200 (448,400)
66	210,800	265,000	330,400	346,900	363,200	384,200 (408,200)	421,800 (449,000)
67	211,800	266,000	331,700	347,500	363,800	384,800 (408,800)	422,400 (449,600)
68	212,800	267,000	333,000	348,100	364,400	385,400 (409,400)	423,000 (450,200)
69	213,800	267,900	334,200	348,700	365,000	385,900 (409,900)	423,500 (450,800)
70	214,800	268,900	335,300	349,300	365,700	386,500 (410,500)	424,100 (451,400)
71	215,800	269,900	336,400	349,900	366,300	387,100 (411,100)	424,700 (452,000)
72	216,800	270,900	337,500	350,500	366,900	387,700 (411,700)	425,300 (452,600)
73	217,800	271,800	338,500	351,100	367,500	388,200 (412,200)	425,800 (453,200)
74	218,700	272,700	339,200	351,700	368,200	388,800 (412,800)	426,400 (453,800)
75	219,500	273,600	339,900	352,300	368,800	389,400 (413,400)	427,000 (454,400)
76	220,300	274,500	340,600	352,900	369,400	390,000 (414,000)	427,600 (455,000)
77	221,100	275,400	341,200	353,500	370,000	390,500 (414,500)	428,100 (455,600)
78	221,900	276,300	341,800	354,100	370,700	391,100 (415,100)	428,700 (456,200)
79	222,700	277,200	342,400	354,700	371,300	391,700 (415,700)	429,300 (456,800)
80	223,500	278,000	343,000	355,300	371,900	392,300 (416,300)	429,900 (457,400)
81	224,300	278,800	343,600	355,900	372,500	392,800 (416,800)	430,400 (458,000)
82	225,100	279,700	344,200	356,500	373,200	393,400 (417,400)	431,000
83	225,900	280,600	344,800	357,100	373,800	394,000 (418,000)	431,600
84	226,700	281,400	345,400	357,700	374,400	394,600 (418,600)	432,200
85	227,500	282,200	346,000	358,300	375,000	395,100 (419,100)	432,700
86	228,300	283,000	346,600	358,900	375,700	395,700 (419,700)	433,300
87	229,100	283,800	347,200	359,500	376,300	396,300 (420,300)	433,900
88	229,900	284,600	347,800	360,100	376,900	396,900 (420,900)	434,500
89	230,600	285,300	348,400	360,700	377,500	397,400 (421,400)	435,000
90	231,400	286,000	349,000	361,300	378,200	398,000	435,600
91	232,200	286,700	349,600	361,900	378,800	398,600	436,200
92	233,000	287,400	350,200	362,500	379,400	399,200	436,800
93	233,700	288,000	350,800	363,100	380,000	399,700	437,300
94	234,300	288,700	351,400	363,700	380,700	400,300	437,900
95	234,900	289,400	352,000	364,200	381,300	400,900	438,500
96	235,400	290,100	352,500	364,700	381,900	401,500	439,100
97	235,900	290,700	353,000	365,200	382,500	402,000	439,600
98	236,400	291,400	353,600	365,800	383,200	402,600	

99	236,900	292,100	354,200	366,300	383,800	403,200			
100	237,300	292,700	354,700	366,800	384,400	403,800			
101	237,700	293,300	355,200	367,300	385,000	404,300			
102	238,200	293,800	355,800	367,900	385,700	404,900			
103	238,600	294,300	356,300	368,400	386,300	405,500			
104	239,000	294,800	356,800	368,900	386,900	406,100			
105	239,400	295,200	357,300	369,400	387,500	406,600			
106	239,900	295,600	357,800	370,000	388,200	407,200			
107	240,300	296,000	358,300	370,500	388,800	407,800			
108	240,700	296,400	358,800	371,000	389,400	408,400			
109	241,100	296,800	359,300	371,500	390,000	408,900			
110		297,200	359,800	372,100	390,600	409,500			
111		297,600	360,300	372,600	391,200	410,100			
112		298,000	360,800	373,100	391,800	410,700			
113		298,400	361,300	373,600	392,400	411,200			
114		298,800	361,800	374,200	393,000				
115		299,200	362,300	374,700	393,600				
116		299,600	362,800	375,200	394,200				
117		300,000	363,300	375,700	394,800				
118		300,400	363,800	376,300	395,400				
119		300,800	364,300	376,800	396,000				
120		301,200	364,800	377,300	396,600				
121		301,600	365,300	377,800	397,100				
122		302,000		378,400	397,700				
123		302,400		378,900	398,300				
124		302,800		379,400	398,900				
125		303,100		379,900	399,400				
126		303,500		380,500	400,000				
127		303,900		381,000	400,600				
128		304,300		381,500	401,200				
129		304,600		382,000	401,700				
130		305,000		382,600	402,300				
131		305,400		383,100	402,900				

132	305,800	383,600	403,500				
133	306,100	384,100	404,000				
134	306,500	384,700					
135	306,900	385,200					
136	307,200	385,700					
137	307,500	386,200					
138	307,900	386,800					
139	308,200	387,300					
140	308,500	387,800					
141	308,800	388,300					
142	309,200	388,900					
143	309,500	389,400					
144	309,800	389,900					
145	310,100	390,400					
146		391,000					
147		391,500					
148		392,000					
149		392,500					
150		393,100					
151		393,600					
152		394,100					
153		394,600					
154		395,200					
155		395,700					
156		396,200					
157		396,700					

備考

- 1 この表の6級の1号給から89号給までの括弧内の金額は、6級の職にある職員のうち、管理者が指定するものに適用する。
- 2 この表の7級の1号給から81号給までの括弧内の金額は、7級の職にある職員のうち、管理者が指定するものに適用する。

別表第2 (第5条関係)

行政職等給料表

職務の級	給料月額	円
1級	138,400	
2級	172,900	
3級	198,900	
4級	213,700	
5級	242,600 (258,300)	
6級	264,700	
7級	279,100 (297,100)	
8級	327,700 (357,700)	
9級	404,600	

備考

- 1 この表の5級の括弧内の金額は、5級の職にある職員のうち、管理者が指定するものに適用する。
- 2 この表の7級の括弧内の金額は、7級の職にある職員のうち、管理者が指定するものに適用する。
- 3 この表の8級の括弧内の金額は、8級の職にある職員のうち、管理者が指定するものに適用する。

別表第3の構成要素を掲載する。

別表第3 (第5条関係)

級別基準職務表

1 行政職給料表級別基準職務表

職務の級	基準となる職務
1級	定型的な業務を行う職員の職務
2級	相当高度の知識又は経験を必要とする業務を行う職員の職務
3級	高度の知識又は経験を必要とする業務を行う職員の職務
4級	係長の職務を補佐し、特に高度の知識又は経験を必要とする業務を行う職員の職務
5級	係長又は主査の職務
6級	高度の知識若しくは経験を必要とする係長又は主査の職務
7級	課長、事務所長、課長補佐又は主幹の職務
8級	部長、室長又は次長の職務
9級	特に高度の知識又は経験を必要とする部長の職務

2 技能労務職給料表級別基準職務表

職務の級	基準となる職務
1級	技能労務職員の職務
2級	相当期間の経験を必要とする業務を行う技能労務職員の職務
3級	相当長期の経験を有し、かつ、高度の技能を必要とする業務を行う技能労務職員の職務
4級	相当長期の経験を有し、かつ、特に高度の技能を必要とする業務を行う技能労務職員の職務
5級	技能長の職務

3 行政職等給料表級別基準職務表

職務の級	基準となる職務
1級	定型的な業務を行う職員の職務
2級	相当高度の知識又は経験を必要とする業務を行う職員の職務
3級	高度の知識又は経験を必要とする業務を行う職員の職務
4級	係長の職務を補佐し、特に高度の知識又は経験を必要とする業務を行う職員の職務
5級	係長又は主査の職務
6級	高度の知識若しくは経験を必要とする係長又は主査の職務
7級	課長、事務所長、課長補佐又は主幹の職務
8級	部長、室長又は次長の職務
9級	特に高度の知識又は経験を必要とする部長の職務

附 則

(施行期日等)

- 1 この条例は、公布の日（以下「施行日」という。）から施行する。ただし、第二条並びに附則第六項、第八項、第九項、第十三項、第十五項、第十六項、第十七項（勤務時間及び休暇に関する条例（昭和二十七年名古屋港管理組合条例第七号）第十四条第二号の改正規定に限る。）、第十八項、第十九項及び第二十二項から第二十四項までの規定は平成二十八年四月一日（以下「切替日」という。）から、附則第二十項（職員の分限に関する条例（昭和四十五年名古屋港管理組合条例第六号）第四条第二項ただし書中「こえない」を「超えない」に改める改正規定を除く。）及び第二十一項の規定は平成二十九年四月一日から施行する。
- 2 第一条の規定による改正後の給与条例（以下「平成二十七年改正後の条例」という。）の規定並びに附則第七項の規定、附則第十二項の規定による改正後の特別職の職員の給与等に関する条例（昭和二十九年名古屋港管理組合条例第十号。以下「改正後の特別職条例」という。）の規定及び附則第十四項の規定による改正後の専任副管理者の給与の特例に関する条例（平成二十七年名古屋港管理組合条例第一号）の規定は、平成二十七年四月一日（以下「適用日」という。）から適用する。
(適用日の前日に休職していた職員の給料月額等の切替え等)
- 3 適用日の前日に休職していた職員で管理者の定めるもの（次項の規定の適用を受ける者を除く。）の適用日における号給又は給料月額は、管理者が定める。
(適用日から施行日の前日までの間における異動者の号給等)
- 4 適用日から施行日の前日までの間において、第一条の規定による改正前の給与条例（以下「平成二十七年改正前の条例」という。）の規定により、新たに給料表の適用を受けることとなった職員及びその属する職務の級又はその受ける号給若しくは給料月額に異動のあった職員のうち、管理者の定める職員の平成二十七年改正後の条例の規定による当該適用又は異動の日における号給又は給料月額は、管理者が定める。
(施行日における異動者の号給等の調整)
- 5 施行日において新たに給料表の適用を受けることとなった職員及びその属する職務の級又はその受ける号給若しくは給料月額に異動のあった職員の当該適用又は異動の日における号給又は給料月額については、当該適用又は異動について、まず平成二十七年改正前の条例の規定が適用され、次いで当該適用又は異動の日から平成二十七年改正後の条例の規定が適用されるものとした場合との権衡上必要と認められる限度において、管理者の定めるところにより、必要な調整を行うことができる。
(切替日の前日に休職していた職員の給料月額等の切替え等)
- 6 切替日の前日に休職していた職員で管理者の定めるものの切替日における号給又は給料月額は、管理者が定める。
(経過措置)
- 7 適用日から平成二十八年三月三十一日までの間における再任用職員（給与条例第二十一条第三項に規定する特定管理職員に限る。）に対する平成二十七年改正後の条例第二十一条の二第四項の規定の適用については、なお従前の例による。
- 8 切替日から平成三十三年三月三十一日までの間（以下「特定期間」という。）における第二条の規定による改正後の給与条例（以下「平成二十八年改正後の条例」という。）別表第一の適用については、平成二十八年改正後の条例中「別表第一」とあるのは、「給与条例の一部を改正する条例（平成二十八年名古屋港管理組合条例第二号）附則別表」とする。
- 9 切替日の前日現に平成二十七年改正後の条例第十条の三第二項第三号又は第四号の規定の適用を受けていた職員に対する特定期間（平成二十八年改正後の条例第十条の三第二項各号の規定の適用を受ける期間を除く。）における平成二十八年改正後の条例第十条の三の規定の適用については、なお従前の例による。
(給与の内払)
- 10 平成二十七年改正前の条例又は附則第十二項の規定による改正前の特別職の職員の給与等に関する条例の規定に基づいて、適用日以後の分として支給を受けた給与は、平成二十七年改正後の条例又は改正後の特別職条例の規定による給与の内払とみなす。
(委任)
- 11 附則第三項から前項までに定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、管理者が定める。
(特別職の職員の給与等に関する条例の一部改正)
- 12 特別職の職員の給与等に関する条例の一部を次のように改正する。
第二条第三項中「百分の百五十五」を「百分の百七十五」に改める。
- 13 特別職の職員の給与等に関する条例の一部を次のように改正する。
第二条第三項中「百分の百四十」を「千分の千四百七十五」に、「百分の百七十五」を「千分の千六百二十六」に改める。
別表第一中「九十二万千円」を「八十八万九千円」に改める。
(専任副管理者の給与の特例に関する条例の一部改正)
- 14 専任副管理者の給与の特例に関する条例の一部を次のように改正する。
附則第二項を削り、附則第一項の見出し及び項番号を削る。
- 15 専任副管理者の給与の特例に関する条例の一部を次のように改正する。
附則を附則第一項とし、同項に見出しとして「(施行期日)」を付し、附則に次の一項を加える。
(経過措置)
- 2 専任副管理者の平成二十八年四月一日から同月三十日までの間における給料月額は、第一条本文の規定にかかわらず、第一条本文の規定により支給することとなる額から六万円を減じた額とする。
(給与条例の一部を改正する条例の一部改正)
- 16 給与条例の一部を改正する条例（平成二十六年名古屋港管理組合条例第二号）の一部を次のように改正する。
附則別表を次のように改める。

附則別表

行政職等給料表

職務の級	給料月額
1 級	131,600
2 級	164,400
3 級	189,100
4 級	200,500
5 級	231,200 (244,500)
6 級	251,600
7 級	265,300 (282,500)
8 級	311,500 (340,000)
9 級	384,600

備考

- 1 この表の5級の括弧内の金額は、5級の職にある職員のうち、管理者が指定するものに適用する。
- 2 この表の7級の括弧内の金額は、7級の職にある職員のうち、管理者が指定するものに適用する。
- 3 この表の8級の括弧内の金額は、8級の職にある職員のうち、管理者が指定するものに適用する。

- (勤務時間及び休暇に関する条例の一部改正)
- 17 勤務時間及び休暇に関する条例の一部を次のように改正する。
 第六条中「前四条」を「第二条から前条まで」に改める。
 第十四条中「次の各号」を「次」に改め、同条第一号中「一週間」を「二週間」に改める。
- (職員の退職手当に関する条例の一部改正)
- 18 職員の退職手当に関する条例の一部を次のように改正する。
 第六条第一項中「停職」の下に「、職員の自己啓発等休業に関する条例(平成二十八年名古屋港管理組合条例第二号)の規定による自己啓発等休業(以下「自己啓発等休業」という。))を加え、同項第一号中「五万円」を「六万五千円」に改め、同項第二号中「四万五千八百五十円」を「五万九千五百五十円」に改め、同項第三号中「四万七千七百円」を「五万四千五百五十円」に改め、同項第四号中「三万三千三百五十円」を「四万三千三百五十円」に改め、同項第五号中「二万五千円」を「三万二千五百円」に改め、同項第六号中「二万八千五百円」を「二万七千七百円」に改め、同項第七号中「二万六千七百円」を「二万七千七百円」に改め、同条第五項第一号を削り、同項第二号中「自己都合退職者」の下に「(傷病又は死亡によらずにその者の都合により退職した者をいう。以下同じ。))」を加え、「前号」を「第一項」に改め、同号を同項第一号とし、同項第三号を同項第二号とし、同項第四号中「第一号」を「第二項」に改め、同号を同項第三号とし、同項第五号を同項第四号とする。
 第七条第四項第一号中「停職」の下に「、自己啓発等休業(当該休業の期間中の地方公務員法第二十六条の五第一項に規定する大学等課程の履修又は同項に規定する国際貢献活動の内容が公務の能率的な運営に特に資するものと認められることその他の管理者が定める要件に該当するものに限る。))」を加え、同項第二号中「専従退職」の下に「、自己啓発等休業(前号に該当するものを除く。))」を加え、同条第五項第一号中「臨時に雇用」を「臨時的に任用」に、「臨時雇用期間」を「臨時的任用期間」に改める。
 第二十一条の見出し中「臨時雇用職員」を「臨時的任用職員」に改め、同条中「臨時に雇用」を「臨時的に任用」に改める。
- (職員の退職手当に関する条例の一部改正に伴う経過措置)
- 19 切替日の前日現在に職する職員のうち、特定期間に退職した者に係る退職手当の額は、前項の規定による改正後の職員の退職手当に関する条例(以下「改正後の退職手当条例」という。)の規定にかかわらず、改正後の退職手当条例第二条の三中「第六条」とあるのは「給与条例の一部を改正する条例(平成二十八年名古屋港管理組合条例第二号)附則第十八項の規定(職員の退職手当に関する条例第六条第一項第一号から第七号までの改正規定及び同条第五項の改正規定に限る。))による改正前の職員の退職手当に関する条例第六条」と、第三条中「その者の給料月額」とあるのは「給与条例の一部を改正する条例(平成二十八年名古屋港管理組合条例第二号)附則第十八項の施行の日の前日におけるその者の給料月額」と読み替えて計算して得た額又は改正後の退職手当条例の規定により計算して得た額のいずれか多い額とする。
- (職員の分限に関する条例の一部改正)
- 20 職員の分限に関する条例の一部を次のように改正する。
 第四条第一項ただし書中「(引き続き在職期間が長期である職員にあつては、その在職期間に対応して定める別表の期間を加えた期間)」を削り、「こえない」を「超えない」に改める。
 別表を削る。
- (職員の分限に関する条例の一部改正に伴う経過措置)
- 21 平成二十九年三月三十一日現に地方公務員法(昭和二十五年法律第二百六十一号)第二十八条第二項第一号の規定に基づき休職中の職員に対する前項の規定による改正後の職員の分限に関する条例第四条第一項の規定の適用については、なお従前の例による。
- (職員の育児休業等に関する条例の一部改正)
- 22 職員の育児休業等に関する条例(平成四年名古屋港管理組合条例第二号)の一部を次のように改正する。
 第一条中「定める」の下に「とともに、法第一条の目的に資するため、必要な事項を定める」を加える。
 附則に次の見出し及び四項を加える。
 (特別養子縁組に係る休暇)
- 7 当分の間、職員は、勤務時間及び休暇に関する条例(昭和二十七年名古屋港管理組合条例第七号。以下「勤務時間条例」という。)第十条の規定にかかわらず、任命権者の承認を受けて、民法(明治二十九年法律第八十九号)第八百七十七条の二第一項に規定する特別養子縁組(以下「特別養子縁組」という。)を成立させるための養子となる者を監護するため、当該者が三歳に達する日まで、特別養子縁組育児休業を受けることができる。
- 8 前項の休暇の承認に係る給与その他の勤務条件については、育児休業の承認を受けた職員の例に準ずる。
- 9 当分の間、任命権者は、勤務時間条例第十条の規定にかかわらず、職員が請求した場合において、当該職員がその小学校就学の始期に達するまでの特別養子縁組を成立させるための養子となる者を監護するため一日の勤務時間の一部(二時間を超えない範囲内の時間に限る。)について特別養子縁組部分休暇を承認することができる。
- 10 前項の休暇の承認に係る給与その他の勤務条件については、部分休業の承認を受けた職員の例に準ずる。
- (名古屋港管理組合人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部改正)
- 23 名古屋港管理組合人事行政の運営等の状況の公表に関する条例(平成十七年名古屋港管理組合条例第二号)の一部を次のように改正する。
 第三条中第八号を第十号とし、第七号を第九号とし、同条第六号中「及び勤務成績の評定」を削り、同号を同条第八号とし、同号の前に次の一号を加える。
 七 職員の退職管理の状況
 第三条中第五号を第六号とし、第二号から第四号までを一号ずつ繰り下げ、第一号の次に次の一号を加える。
 一 職員の人事評価の状況
 (名古屋港管理組合人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部改正に伴う経過措置)
- 24 前項の規定による改正後の名古屋港管理組合人事行政の運営等の状況の公表に関する条例(以下「改正後の人事行政条

例」という。) 第二条の規定により任命権者が平成二十七年度における人事行政の運営の状況を報告する場合における改正後の人事行政条例第三条の規定の適用については、同条第一号中「人事評価」とあるのは、「勤務成績の評定」とし、同条第七号の規定は、適用しない。

附則別表

行政職給料表

職務の級 号給	1級 給料月額	2級 給料月額	3級 給料月額	4級 給料月額	5級 給料月額	6級 給料月額	7級 給料月額	8級 給料月額	9級 給料月額
	円	円	円	円	円	円	円	円	円
1	128,000	154,500	215,000	229,500	244,300	271,600	324,000	395,500	414,900
2	129,000	155,700	216,600	231,000	246,400	273,700	(371,800)	398,700	418,500
3	130,000	156,900	218,200	232,500	248,400	275,800	(374,500)	401,900	422,000
4	130,900	158,100	219,800	233,900	250,400	277,800	(377,200)	405,100	425,500
5	131,800	159,200	221,300	235,300	252,400	279,800	(379,800)	408,200	429,000
6	132,800	160,900	222,900	237,300	254,500	282,000	(382,400)	411,400	432,700
7	133,800	162,500	224,500	239,300	256,500	284,200	(384,800)	414,500	436,400
8	134,700	164,100	226,100	241,300	258,500	286,300	(387,200)	417,600	440,000
9	135,600	165,700	227,700	243,200	260,500	288,400	(389,500)	420,700	443,600
10	136,600	167,400	229,700	245,200	262,600	290,700	(391,800)	423,900	447,200
11	137,600	169,100	231,700	247,200	264,700	292,900	(394,200)	427,000	450,800
12	138,600	170,800	233,600	249,200	266,700	295,100	(396,600)	430,100	454,300
13	139,500	172,500	235,500	251,100	268,700	297,300	(398,900)	433,200	457,800
14	140,600	174,200	237,500	253,200	270,800	299,600	(401,200)	436,200	461,400
15	141,700	175,900	239,400	255,300	272,900	301,900	(403,200)	439,200	464,900
16	142,700	177,600	241,300	257,400	275,000	304,200	(405,200)	442,200	468,400
17	143,700	179,300	243,200	259,400	277,000	306,400	(407,200)	445,100	471,900
18	144,800	181,100	245,100	261,500	279,100	308,800	(409,100)	447,900	475,400
19	145,900	182,900	247,000	263,600	281,200	311,200	(410,800)	450,700	478,900
20	147,000	184,700	248,900	265,700	283,300	313,500	(412,500)	453,500	482,300
21	148,000	186,400	250,800	267,800	285,400	315,800	(414,200)	456,300	485,700
22	149,200	188,400	252,700	270,000	287,600	318,200	(415,900)	458,900	489,000
23	150,400	190,300	254,600	272,100	289,700	320,600	(417,200)	461,500	492,200
24	151,500	192,200	256,500	274,200	291,800	323,000	(418,500)	464,100	495,400
25	152,600	194,100	258,400	276,300	293,900	325,300	(419,800)	466,600	498,600
26	154,100	196,100	260,300	278,500	296,100	327,300	(421,100)	468,700	501,800
27	155,600	198,100	262,200	280,600	298,200	329,300	(422,400)	470,800	505,000
28	157,100	200,100	264,100	282,700	300,300	331,300	(423,700)	472,900	508,100
29	158,500	202,100	266,000	284,800	302,400	333,200	(424,900)	475,000	511,200
30	160,300	203,900	267,900	287,000	304,600	335,200	(426,100)	477,000	514,400
31	162,100	205,700	269,800	289,100	306,800	337,200	(427,400)	479,000	517,500
						(379,300)	(428,600)		

32	163,900	207,500	271,700	291,200	308,900	339,200 (381,400)	394,700 (429,800)	480,900	520,600
33	165,700	209,200	273,600	293,300	311,000	341,200 (383,500)	396,300 (431,000)	482,800	523,700
34	167,400	211,000	275,500	295,500	313,300	343,300 (385,100)	397,700 (432,100)	484,400	526,800
35	169,100	212,700	277,400	297,700	315,600	345,400 (386,700)	399,100 (433,200)	486,000	529,900
36	170,800	214,400	279,300	299,900	317,800	347,400 (388,300)	400,500 (434,300)	487,600	532,900
37	172,500	216,100	281,200	302,000	320,000	349,400 (389,800)	401,800 (435,300)	489,100	535,900
38	174,100	217,900	283,100	304,100	322,200	351,500 (390,800)	403,100 (436,100)	490,500	538,800
39	175,600	219,600	285,000	306,200	324,400	353,500 (391,800)	404,300 (436,900)	491,900	541,600
40	177,100	221,300	286,900	308,300	326,500	355,500 (392,700)	405,500 (437,600)	493,300	544,400
41	178,600	223,000	288,700	310,300	328,600	357,500 (393,600)	406,700 (438,300)	494,700	547,200
42	180,100	224,800	290,600	312,200	330,700	359,300 (395,000)	407,700 (439,100)	496,100	550,000
43	181,600	226,500	292,500	314,100	332,700	361,100 (396,400)	408,700 (439,900)	497,500	552,800
44	183,000	228,200	294,400	315,900	334,700	362,800 (397,700)	409,700 (440,600)	498,900	555,600
45	184,400	229,900	296,200	317,700	336,700	364,500 (399,000)	410,600 (441,300)	500,300	558,400
46	185,900	231,700	298,100	319,600	338,600	366,300 (400,000)	411,500 (442,100)	501,500	561,300
47	187,300	233,400	300,000	321,400	340,400	368,100 (401,000)	412,400 (442,800)	502,700	564,100
48	188,700	235,100	301,800	323,200	342,200	369,800 (402,000)	413,300 (443,500)	503,900	566,900
49	190,100	236,800	303,600	325,000	344,000	371,500 (403,000)	414,200 (444,200)	505,000	569,700
50	191,500	238,600	305,500	326,900	345,800	372,800 (403,700)	415,000 (445,000)	506,200	572,600
51	192,900	240,300	307,300	328,700	347,600	374,100 (404,400)	415,800 (445,800)	507,400	575,400
52	194,300	242,000	309,100	330,500	349,400	375,300 (405,100)	416,500 (446,500)	508,600	578,200
53	195,600	243,700	310,900	332,300	351,100	376,500 (405,800)	417,200 (447,200)	509,800	581,000
54	196,900	245,500	312,600	333,800	352,300	377,700 (406,500)	418,000 (448,000)	511,000	583,800
55	198,200	247,200	314,300	335,200	353,500	378,900 (407,200)	418,800 (448,700)	512,200	586,600
56	199,400	248,900	316,000	336,600	354,700	380,000 (407,900)	419,500 (449,400)	513,400	589,400
57	200,600	250,600	317,600	338,000	355,800	381,100 (408,600)	420,200 (450,100)	514,600	592,200
58	201,900	252,400	319,100	339,100	357,300	382,000 (409,300)	421,000 (450,900)	515,800	595,100
59	203,100	254,100	320,600	340,200	358,800	382,900 (410,000)	421,700 (451,700)	517,000	597,900
60	204,300	255,800	322,100	341,200	360,300	383,800 (410,700)	422,400 (452,400)	518,200	600,700
61	205,500	257,500	323,500	342,200	361,700	384,600 (411,300)	423,100 (453,100)	519,400	603,500
62	206,600	259,200	324,900	343,200	362,700	385,300 (412,000)	423,900 (453,900)		
63	207,700	260,800	326,300	344,200	363,700	386,000 (412,700)	424,700 (454,700)		
64	208,700	262,400	327,700	345,200	364,700	386,700 (413,400)	425,400 (455,400)		

65	209,700	264,000	329,100	346,200	365,600	387,400 (414,100)	426,100 (456,100)
66	210,800	265,000	330,400	346,900	366,500	388,100 (414,800)	426,900 (456,900)
67	211,800	266,000	331,700	347,500	367,300	388,800 (415,500)	427,600 (457,600)
68	212,800	267,000	333,000	348,100	368,100	389,500 (416,200)	428,300 (458,300)
69	213,800	267,900	334,200	348,700	368,900	390,100 (416,900)	429,000 (459,000)
70	214,800	268,900	335,300	349,500	369,600	390,800 (417,600)	429,800 (459,800)
71	215,800	269,900	336,400	350,200	370,300	391,500 (418,300)	430,500 (460,600)
72	216,800	270,900	337,500	350,900	371,000	392,200 (419,000)	431,200 (461,300)
73	217,800	271,800	338,500	351,600	371,700	392,900 (419,700)	431,900 (462,000)
74	218,700	272,700	339,200	352,300	372,400	393,600 (420,400)	432,700 (462,800)
75	219,500	273,600	339,900	353,000	373,100	394,300 (421,100)	433,400 (463,500)
76	220,300	274,500	340,600	353,600	373,800	395,000 (421,800)	434,100 (464,200)
77	221,100	275,400	341,200	354,200	374,500	395,700 (422,400)	434,800 (464,900)
78	221,900	276,300	342,000	354,900	375,200	396,400 (423,100)	435,500 (465,700)
79	222,700	277,200	342,800	355,600	375,900	397,100 (423,800)	436,200 (466,500)
80	223,500	278,000	343,600	356,200	376,600	397,800 (424,500)	436,900 (467,200)
81	224,300	278,800	344,400	356,800	377,200	398,500 (425,200)	437,600 (467,900)
82	225,100	279,700	345,100	357,500	377,900	399,200 (425,900)	438,400
83	225,900	280,600	345,700	358,200	378,600	399,900 (426,600)	439,100
84	226,700	281,400	346,300	358,800	379,300	400,600 (427,300)	439,800
85	227,500	282,200	346,900	359,400	380,000	401,200 (427,900)	440,500
86	228,300	283,000	347,500	360,100	380,700	401,900 (428,600)	441,300
87	229,100	283,800	348,100	360,800	381,400	402,600 (429,300)	442,000
88	229,900	284,600	348,700	361,400	382,100	403,300 (429,900)	442,700
89	230,600	285,300	349,200	362,000	382,800	404,000 (430,500)	443,400
90	231,400	286,000	349,800	362,700	383,500	404,700	444,100
91	232,200	286,700	350,400	363,300	384,200	405,400	444,800
92	233,000	287,400	351,000	363,900	384,900	406,100	445,500
93	233,700	288,000	351,600	364,500	385,600	406,800	446,200
94	234,300	288,700	352,200	365,200	386,300	407,500	447,000
95	234,900	289,400	352,700	365,900	387,000	408,200	447,700
96	235,400	290,100	353,200	366,500	387,700	408,900	448,400
97	235,900	290,700	353,700	367,100	388,300	409,500	449,100
98	236,400	291,400	354,300	367,800	389,000	410,200	

99	236,900	292,100	354,800	368,500	389,700	410,900			
100	237,300	292,700	355,300	369,100	390,400	411,600			
101	237,700	293,300	355,800	369,700	391,100	412,200			
102	238,200	293,800	356,400	370,400	391,800	412,900			
103	238,600	294,300	356,900	371,100	392,500	413,600			
104	239,000	294,800	357,400	371,700	393,200	414,300			
105	239,400	295,200	357,900	372,300	393,900	414,900			
106	239,900	295,600	358,500	373,000	394,600	415,600			
107	240,300	296,000	359,000	373,700	395,300	416,300			
108	240,700	296,400	359,500	374,300	396,000	416,900			
109	241,100	296,800	360,000	374,900	396,600	417,500			
110		297,200	360,600	375,600	397,300	418,200			
111		297,600	361,100	376,200	398,000	418,800			
112		298,000	361,600	376,800	398,700	419,400			
113		298,400	362,100	377,400	399,400	420,000			
114		298,800	362,700	378,100	400,100				
115		299,200	363,200	378,800	400,800				
116		299,600	363,700	379,400	401,500				
117		300,000	364,200	380,000	402,200				
118		300,400	364,800	380,700	402,900				
119		300,800	365,300	381,400	403,600				
120		301,200	365,800	382,000	404,300				
121		301,600	366,300	382,600	404,900				
122		302,000		383,300	405,600				
123		302,400		384,000	406,300				
124		302,800		384,600	406,900				
125		303,100		385,200	407,500				
126		303,500		385,900	408,200				
127		303,900		386,600	408,900				
128		304,300		387,200	409,500				
129		304,600		387,800	410,100				
130		305,000		388,500	410,800				
131		305,400		389,100	411,500				

132	305,800	389,700	412,100				
133	306,100	390,300	412,700				
134	306,500	391,000					
135	306,900	391,600					
136	307,200	392,200					
137	307,500	392,800					
138	307,900	393,500					
139	308,200	394,100					
140	308,500	394,700					
141	308,800	395,300					
142	309,200	396,000					
143	309,500	396,600					
144	309,800	397,200					
145	310,100	397,800					
146		398,500					
147		399,100					
148		399,700					
149		400,300					
150		401,000					
151		401,600					
152		402,200					
153		402,800					
154		403,400					
155		404,000					
156		404,600					
157		405,200					

備考

- 1 この表の6級の1号給から89号給までの括弧内の金額は、6級の職にある職員のうち、管理者が指定するものに適用する。
- 2 この表の7級の1号給から81号給までの括弧内の金額は、7級の職にある職員のうち、管理者が指定するものに適用する。

行政不服審査法の施行に伴う関係条例の整備等に関する条例を公布する。
平成二十八年三月三十一日

名古屋港管理組合管理者
愛知県知事 大村 秀章

名古屋港管理組合条例第三号

行政不服審査法の施行に伴う関係条例の整備等に関する条例
(給与条例の一部改正)

- 第一条** 給与条例(昭和二十七年名古屋港管理組合条例第五号)の一部を次のように改正する。
第二十一条の五第二項中「行政不服審査法(昭和三十七年法律第六十号)第十四条又は第四十五条」を「行政不服審査法(平成二十六年法律第六十八号)第十八条第一項本文」に改める。
(職員の退職手当に関する条例の一部改正)
- 第二条** 職員の退職手当に関する条例(昭和三十年名古屋港管理組合条例第二号)の一部を次のように改正する。
第十五条第四項中「行政不服審査法(昭和三十七年法律第六十号)第十四条第一項又は第四十五条」を「行政不服審査法(平成二十六年法律第六十八号)第十八条第一項本文」に改める。
(名古屋港管理組合手数料条例の一部改正)
- 第三条** 名古屋港管理組合手数料条例(昭和三十三年名古屋港管理組合条例第三号)の一部を次のように改正する。
第一条中「第二百二十七条第一項」を「第二百二十七条並びに行政不服審査法(平成二十六年法律第六十八号)第三十八条第六項の規定により読み替えて適用する同条第四項及び同法第八十一条第三項の規定により読み替えて準用する同法第七十八条第四項」に改める。
第二条に次の一号を加える。
六 行政不服審査法第三十八条第一項又は第七十八条第一項の規定による書類等の写し等の交付
第三条に次の一項を加える。
2 前項の規定にかかわらず、前条第六号に係る手数料は、別表のとおりとし、交付の際、請求者からこれを徴収する。
第四条第一項中「第二条の各号」を「第二条各号(第六号を除く。)」に改め、同条第二項に次のただし書を加える。
ただし、第二条第六号に係るものは、この限りでない。
第六条の見出し中「免除」を「減免」に改め、同条中「事務」の下に「(第二条第六号に係る事務を除く。)」を加え、同条に次の一項を加える。
2 行政不服審査法第三十八条第一項の規定による交付を行う者又は名古屋港管理組合行政不服審査会は、特に事情があると認める者の請求による第二条第六号に係る事務については、その手数料を減免することができる。
附則の次に次の別表を加える。

別表 (第三条関係)

交付の方法	単位	手数料の額
用紙に複写又は出力したもの	用紙一枚(両面に複写又は出力した場合は、片面を一枚として計算する。)につき	白黒 十円
		カラー 二十円

(特別職の職員の給与等に関する条例の一部改正)

- 第四条** 特別職の職員の給与等に関する条例(昭和二十九年名古屋港管理組合条例第十号)の一部を次のように改正する。
別表第二名古屋港管理組合個人情報保護審議会の委員の項の次に次のように加える。

名古屋港管理組合行政不服審査会の委員及び専門委員	日額一万二千六百元	旅費条例に規定する八級の職務にある者の旅費相当額
--------------------------	-----------	--------------------------

(名古屋港管理組合行政手続条例の一部改正)

- 第五条** 名古屋港管理組合行政手続条例(平成七年名古屋港管理組合条例第五号)の一部を次のように改正する。
第十九条第二項第四号中「ことのある」を削る。

(名古屋港管理組合情報公開条例の一部改正)

- 第六条** 名古屋港管理組合情報公開条例(平成十二年名古屋港管理組合条例第七号)の一部を次のように改正する。
目次中「不服申立て等(第十九条)」を「審査請求等(第十八条の二)」に改める。
第十五条第一項中「第十九条第二項及び第三項」を「第十九条第三項及び第五項」に改め、同条第三項中「第二項第三号」を「第三項第三号」に改める。
第三章の章名を次のように改める。

第三章 審査請求等

第三章中第十九条の前に次の一条を加える。

(審理員による審理手続に関する規定の適用除外)

- 第十八条の二** 開示決定等又は開示請求に係る不作為に係る審査請求については、行政不服審査法(平成二十六年法律第

六十八号) 第九条第一項本文の規定は、適用しない。

第十九条第一項中「**「**について行政不服審査法(昭和二十七年法律第百六十号)による不服申立て」を「又は開示請求に係る不作為について審査請求」に、「**「**不服申立てに対する決定」を「審査請求に対する裁決」に改め、「**「**遅滞なく」を削り、同項第二号中「**「**不服申立て」を「審査請求」に、「**「**とき」を「場合」に改め、同項第二号を次のように改める。

二 裁決で、審査請求の全部を認容し、当該審査請求に係る行政文書の全部を開示することとする場合(当該行政文書の開示について反対意見書が提出されている場合を除く。)

第十九条第三項中「**「**決定を」を「**「**裁決を」に改め、同項第一号中「**「**不服申立て」を「審査請求」に、「**「**棄却する決定」を「**「**棄却する裁決」に改め、同項第二号中「**「**不服申立てに係る開示決定等を変更し、当該開示決定等」を「審査請求に係る開示決定等(開示請求に係る行政文書の全部を開示する旨の決定を除く。)」を変更し、当該審査請求」に、「**「**の決定」を「**「**の裁決」に改め、同項を同条第五項とし、同条第二項中「**「**前項」を「**「**第一項」に改め、同項第一号を次のように改める。

一 審査請求人及び参加人(行政不服審査法第十三条第四項に規定する参加人をいう。以下同じ。)

第十九条第二項第二号中「**「**不服申立人」を「**「**審査請求人」に改め、同項第三号中「**「**不服申立てに係る開示決定等」を「**「**審査請求に係る行政文書の開示」に、「**「**不服申立人」を「**「**審査請求人」に改め、同項を同条第三項とし、同項の次に次の一項を加える。

4 諮問実施機関は、当該審査請求に係る行政不服審査法第九条第三項の規定により読み替えて適用する同法第三十条第一項の反論書又は同条第二項の意見書の提出があつたときは、当該反論書又は意見書の写しを名古屋港管理組合情報公開審査会に送付しなければならない。

第十九条第一項の次に次の一項を加える。

2 前項の規定による諮問は、当該審査請求に対する行政不服審査法第九条第三項の規定により読み替えて適用する同法第二十九条第二項の弁明書の写しを添えてしなければならない。

第二十条第一項中「**「**不服申立て」を「**「**審査請求」に改める。

第二十一条第一項及び第三項中「**「**開示決定等」を「**「**審査請求」に改め、同条第四項中「**「**不服申立て」を「**「**審査請求」に、「**「**不服申立人」を「**「**審査請求人」に、「**「**不服申立人等」を「**「**審査請求人等」に改め、同条第五項中「**「**不服申立人等」を「**「**審査請求人等」に改め、同条第六項中「**「**不服申立人」を「**「**審査請求人」に改め、同条第七項及び第八項中「**「**不服申立人等」を「**「**審査請求人等」に改め、同条第十項中「**「**不服申立人」を「**「**審査請求人」に改める。

(名古屋港管理組合人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部改正)

第七条 名古屋港管理組合人事行政の運営等の状況の公表に関する条例(平成十七年名古屋港管理組合条例第二号)の一部を次のように改正する。

第四条第二号中「**「**不服申立て」を「**「**審査請求」に改める。

(名古屋港管理組合個人情報保護条例の一部改正)

第八条 名古屋港管理組合個人情報保護条例(平成十八年名古屋港管理組合条例第四号)の一部を次のように改正する。

目次中「**「**不服申立て等(第四十一条・)」を「**「**審査請求等(第四十一条)」に改める。

第二十三条第一項中「**「**第四十一条第二項及び第三項」を「**「**第四十一条の二第三項及び第五項」に改め、同条第三項中「**「**第四十一条」を「**「**第四十一条の二」に改める。

第三十五条第一項第一号中「**「**第二十八条」を「**「**第二十九条」に改める。

第三章第四節の節名を次のように改める。

第四節 審査請求等

第四十一条第一項中「**「**又は利用停止決定等」を「**「**利用停止決定等又は開示請求、訂正請求若しくは利用停止請求に係る不作為」に、「**「**行政不服審査法(昭和二十七年法律第百六十号)による不服申立て」を「**「**審査請求」に、「**「**不服申立てに対する決定」を「**「**審査請求に対する裁決」に改め、「**「**遅滞なく」を削り、同項第一号中「**「**不服申立て」を「**「**審査請求」に、「**「**とき」を「**「**場合」に改め、同項第二号から第四号までを次のように改める。

二 裁決で、審査請求の全部を認容し、当該審査請求に係る保有個人情報の全部を開示することとする場合(当該保有個人情報の開示について反対意見書が提出されている場合を除く。)

三 裁決で、審査請求の全部を認容し、当該審査請求に係る保有個人情報の訂正をすることとする場合

四 裁決で、審査請求の全部を認容し、当該審査請求に係る保有個人情報の利用停止をすることとする場合

第四十一条第三項中「**「**決定を」を「**「**裁決を」に改め、同項第一号中「**「**不服申立て」を「**「**審査請求」に、「**「**棄却する決定」を「**「**棄却する裁決」に改め、同項第二号中「**「**不服申立てに係る開示決定等を変更し、当該開示決定等」を「**「**審査請求に係る開示決定等(開示請求に係る保有個人情報の全部を開示する旨の決定を除く。)」を変更し、当該審査請求」に、「**「**の決定」を「**「**の裁決」に改め、同項を同条第五項とし、同条第二項中「**「**前項」を「**「**第一項」に改め、同項第一号を次のように改める。

一 審査請求人及び参加人(行政不服審査法第十三条第四項に規定する参加人をいう。以下同じ。)

第四十一条第二項第二号中「**「**不服申立人」を「**「**審査請求人」に改め、同項第三号中「**「**不服申立てに係る開示決定等」を「**「**審査請求に係る保有個人情報の開示」に、「**「**不服申立人」を「**「**審査請求人」に改め、同項を同条第三項とし、同項の次に次の一項を加える。

4 諮問実施機関は、当該審査請求に係る行政不服審査法第九条第三項の規定により読み替えて適用する同法第三十条第一項の反論書又は同条第二項の意見書の提出があつたときは、当該反論書又は意見書の写しを審議会に送付しなければならない。

第四十一条第一項の次に次の一項を加える。

2 前項の規定による諮問は、当該審査請求に対する行政不服審査法第九条第三項の規定により読み替えて適用する同法第二十九条第二項の弁明書の写しを添えてしなければならない。

第三章第四節中第四十一条を第四十一条の二とし、同条の前に次の一条を加える。

(審理員による審理手続に関する規定の適用除外)

第四十一条 開示決定等、訂正決定等、利用停止決定等又は開示請求、訂正請求若しくは利用停止請求に係る不作為に係

る審査請求については、行政不服審査法（平成二十六年法律第六十八号）第九条第一項本文の規定は、適用しない。

第四十四条第二項中「第四十一条第一項」を「第四十二条の二第二項」に、「不服申立て」及び「開示決定等、訂正決定等又は利用停止決定等」を「審査請求」に改め、同条第三項中「開示決定等、訂正決定等又は利用停止決定等」を「審査請求」に改め、同条第四項中「不服申立て」を「審査請求」に、「不服申立人」を「審査請求人」に、「不服申立人等」を「審査請求人等」に改め、同条第五項中「不服申立人等」を「審査請求人等」に改め、同条第六項中「不服申立人」を「審査請求人」に改め、同条第七項及び第八項中「不服申立人等」を「審査請求人等」に改め、同条第十項中「第四十一条第一項」を「第四十二条の二第二項」に、「不服申立人」を「審査請求人」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、平成二十八年四月一日から施行する。ただし、第八条中名古屋港管理組合個人情報保護条例第三十五条の改正規定は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成二十五年法律第二十七号）附則第一条第五号に掲げる規定の施行の日から施行する。

（経過措置）

- 2 行政庁の処分その他の行為又は不作為についての不服申立てであつて、この条例の施行前にされた行政庁の処分その他の行為又はこの条例の施行前にされた申請に係る行政庁の不作為に係るものについては、なお従前の例による。

規 則

女性の職業生活における活躍の推進に関する法律の特定事業主等を定める規則を公布する。
平成二十八年三月三十一日

名古屋港管理組合管理者
愛知県知事 大村 秀章

名古屋港管理組合規則第一号

女性の職業生活における活躍の推進に関する法律の特定事業主等を定める規則

女性の職業生活における活躍の推進に関する法律施行令(平成二十七年政令第三百十八号)第一条第二項の規定に基づき、女性の職業生活における活躍の推進に関する法律(平成二十七年法律第六十四号)第十五条第一項の地方公共団体の機関、その長又はその職員で規則で定めるものは、次の表の上欄に掲げるものとし、それぞれ同表の下欄に掲げる職員についての特定事業主行動計画を定めるものとする。

管理者	管理者が任命する職員
議会の議長	議会の議長が任命する職員
代表監査委員	代表監査委員が任命する職員

附 則

この規則は、平成二十八年四月一日から施行する。

行政不服審査法等の施行に伴う関係規則の整理等に関する規則を公布する。
平成二十八年三月三十一日

名古屋港管理組合管理者
愛知県知事 大村 秀章

名古屋港管理組合規則第二号

行政不服審査法等の施行に伴う関係規則の整理等に関する規則

(給与条例施行規則の一部改正)

第一条 給与条例施行規則(昭和二十七年名古屋港管理組合規則第三号)の一部を次のように改正する。

第二十八条の見出し中「不服申立て」を「審査請求」に改め、同条中「不服申立て」を「審査請求」に、「不服申立期間」を「審査請求期間」に改める。

(職務に専念する義務の免除基準に関する規則の一部改正)

第二条 職務に専念する義務の免除基準に関する規則(昭和二十二年名古屋港管理組合規則第五号)の一部を次のように改正する。

第一条第十二号中「不服申立て」を「審査請求」に改める。

(名古屋港管理組合財務規則の一部改正)

第三条 名古屋港管理組合財務規則(昭和二十九年名古屋港管理組合規則第七号)の一部を次のように改正する。

様式第二十号(その一)及び様式第二十号(その二)中「30日」を「3 箇月」に、「異議申立て」を「審査請求」に改める。

様式第二十八号及び様式第二十八号の二中

ロード
収入種別
款
項
目
節
細節

を

ロード
款
項
目
節
細節

に改める。

様式第三十三号(その一)備考を次のように改める。

備考 この様式は、物品の購入(年度契約及び単価契約に係るものを除く。)及び物品の修繕の依頼をする場合に使用すること。

様式第三十四号(その一)備考を次のように改める。

備考 この様式は、物品購入等関係調書に基づかない契約の依頼をする場合に使用すること。

(名古屋港管理組合港湾環境整備負担金条例施行規則の一部改正)

第四条 名古屋港管理組合港湾環境整備負担金条例施行規則(昭和五十五年名古屋港管理組合規則第六号)の一部を次のように改正する。

様式第四号中「60日」を「3箇月」に、「異議申立て」を「審査請求」に改める。

(名古屋港管理組合情報公開条例施行規則の一部改正)

第五条 名古屋港管理組合情報公開条例施行規則(平成十二年名古屋港管理組合規則第二号)の一部を次のように改正する。

第九条第六項中「第十九条第三項」を「第十九条第五項」に改める。

第十三条(見出しを含む。)中「第十九条第二項」を「第十九条第三項」に改める。

第十四条第一項第六号八中「決定」を「裁決」に改める。

様式第三号及び様式第四号中「60日」を「3箇月」に、「異議申立て」を「審査請求」に改める。

様式第十号備考以外の部分中「不服申立て」を「審査請求」に、「第19条第3項」を「第19条第5項」に、「60日」を「3箇月」に、「異議申立て」を「審査請求」に改め、同様式備考第一号中「第19条第3項」を「第19条第5項」に改める。

様式第十一号中「開示決定等に対する不服申立て」を「審査請求」に、「第19条第2項」を「第19条第3項」に

開示請求に係る行政文書の名称その他の開示請求に係る行政文書を特定するに足りる事項	を	審査請求に係る行政文書の名称その他の開示請求に係る行政文書を特定するに足りる事項	
不服申立ての内容		審査請求の内容	に改める。

(名古屋港管理組合放置自動車の発生の防止及び適正な処理に関する条例施行規則の一部改正)

第六条 名古屋港管理組合放置自動車の発生の防止及び適正な処理に関する条例施行規則(平成十四年名古屋港管理組合規則第十六号)の一部を次のように改正する。

様式第六号及び様式第八号中「60日」を「3箇月」に、「異議申立て」を「審査請求」に改める。

(名古屋港管理組合個人情報保護条例施行規則の一部改正)

第七条 名古屋港管理組合個人情報保護条例施行規則(平成十八年名古屋港管理組合規則第十四号)の一部を次のように改正する。

第十二条第六項中「第四十一条第三項」を「第四十一条の二第五項」に改める。

第二十一条中「第四十一条第二項」を「第四十一条の二第三項」に改める。

様式第四号及び様式第五号中「60日」を「3箇月」に、「異議申立て」を「審査請求」に改める。

様式第十一号備考以外の部分中「不服申立て」を「審査請求」に、「第41条第3項」を「第41条の2第5項」に、「60日」を「3箇月」に、「異議申立て」を「審査請求」に改め、同様式備考第一号中「第41条第3項」を「第41条の2第5項」に改める。

様式第十四号、様式第十五号、様式第十九号及び様式第二十号中「60日」を「3箇月」に、「異議申立て」を「審査請求」に改める。

様式第二十一号中「決定等に対する不服申立て」を「審査請求」に、「第41条第2項」を「第41条の2

第3項に、 決定等のあった保有個人情報の内容	を	審査請求に係る保有個人情報の内容	
不服申立ての内容		審査請求の内容	に改める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成二十八年四月一日から施行する。

(経過措置)

2 行政庁の処分その他の行為又は不作為についての不服申立てであつて、この規則の施行前にされた行政庁の処分その他の行為又はこの規則の施行前にされた申請に係る行政庁の不作為に係るものについては、なお従前の例による。

3 この規則施行の際第三条の規定による改正前の名古屋港管理組合財務規則の規定に基づいて作成されている様式第二十八号、様式第二十八号の二、様式第三十三号(その一)及び様式第三十四号(その一)の用紙については、同条の規定による改正後の名古屋港管理組合財務規則(以下「改正後の財務規則」という。)の規定にかかわらず、当分の間、改正後の財務規則の様式の要件を満たすよう必要な修正をして使用することができる。

議 会 事 項

訓令第一号

議会事務局

名古屋港管理組合議会事務局行政文書管理規程（平成二十一年訓令第一号）の一部を次のように改正する。
平成二十八年三月三十一日

名古屋港管理組合議会
議長 岡本 善博

第三十八条第四項第三号中「決定」を「裁決」に改める。
第四十一条第二項中「毎年」を「二年に」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この訓令は、平成二十八年四月一日から施行する。

（経過措置）

2 議会の議長（以下「議長」という。）の処分その他の行為又は不作為についての不服申立てであつて、この訓令の施行前にされた議長の処分その他の行為又はこの訓令の施行前にされた申請に係る議長の不作為に係るものについては、なお従前の例による。

名古屋港管理組合議会告示第一号

名古屋港管理組合議会が管理する行政文書の開示に関する規程（平成十二年名古屋港管理組合議会告示第一号）の一部を次のように改正する。

平成二十八年三月三十一日

名古屋港管理組合議会
議長 岡本 善博

第八条第六項中「第十九条第三項」を「第十九条第五項」に改める。

第十二条（見出しを含む。）中「第十九条第二項」を「第十九条第三項」に改める。

第十三条第二項第六号ハ中「決定」を「裁決」に改める。

様式第三号及び様式第四号中「60日」を「3箇月」に、「異議申立て」を「審査請求」に改める。

様式第十号備考以外の部分中「不服申立て」を「審査請求」に、「第19条第3項」を「第19条第5項」に、「60日」を「3箇月」に、「異議申立て」を「審査請求」に改め、同様式備考第一号中「第19条第3項」を「第19条第5項」に改める。

様式第十一号中「開示決定等に対する不服申立て」を「審査請求」に、「第19条第2項」を「第19条第3項」に

開示請求に係る行政文書の名称その他の開示請求に係る行政文書を特定するに足りる事項
不服申立ての内容

を

審査請求に係る行政文書の名称その他の開示請求に係る行政文書を特定するに足りる事項
審査請求の内容

に改める。

附 則

この規程は、平成二十八年四月一日から施行する。

監査委員事項

名古屋港管理組合監査委員告示第一号

名古屋港管理組合監査委員事務局行政文書管理規程（平成二十六年名古屋港管理組合監査委員告示第一号）の一部を次のように改正する。

平成二十八年三月三十一日

名古屋港管理組合監査委員	石井芳樹
同	西川洋二
同	鈴木邦尚

第三十八条第四項第三号中「決定」を「裁決」に改める。
第四十一条第二項中「毎年」を「二年に」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この規程は、平成二十八年四月一日から施行する。

（経過措置）

2 代表監査委員の処分その他の行為又は不作為についての不服申立てであつて、この規程の施行前にされた代表監査委員の処分その他の行為又はこの規程の施行前にされた申請に係る代表監査委員の不作為に係るものについては、なお従前の例による。

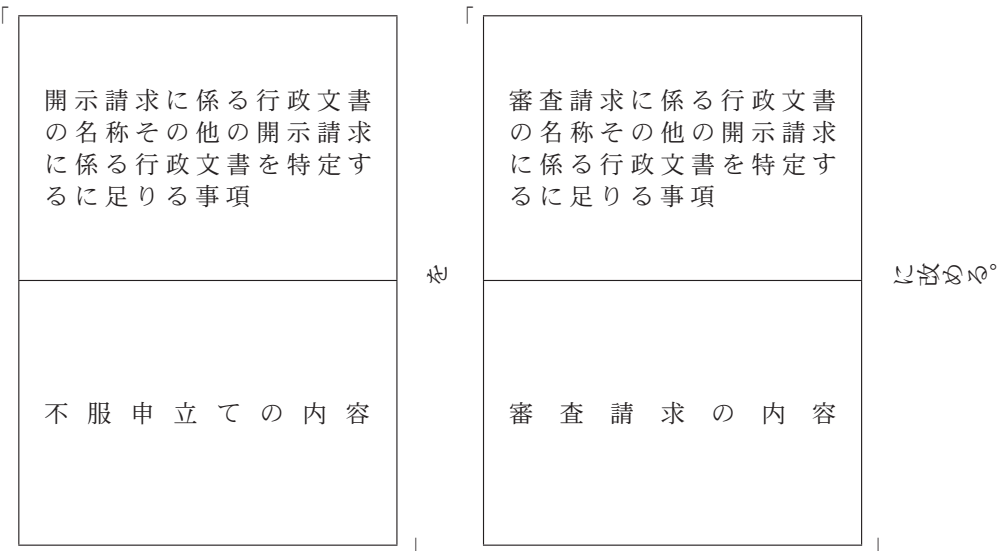
名古屋港管理組合監査委員告示第二号

名古屋港管理組合監査委員が管理する行政文書の開示に関する規程（平成十三年名古屋港管理組合監査委員告示第一号）の一部を次のように改正する。

平成二十八年三月三十一日

名古屋港管理組合監査委員	石井芳樹
同	西川洋二
同	鈴木邦尚

第八条第六項中「第十九条第三項」を「第十九条第五項」に改める。
 第十二条（見出しを含む。）中「第十九条第二項」を「第十九条第三項」に改める。
 第十三条第一項第六号ハ中「決定」を「裁決」に改める。
 様式第三号及び様式第四号中「60日」を「3箇月」に、「異議申立て」を「審査請求」に改める。
 様式第十号備考以外の部分中「不服申立て」を「審査請求」に、「第19条第3項」を「第19条第5項」に、「60日」を「3箇月」に、「異議申立て」を「審査請求」に改め、同様式備考第一号中「第19条第3項」を「第19条第5項」に改める。
 様式第十一号中「開示決定等に対する不服申立て」を「審査請求」に、「第19条第2項」を「第19条第3項」に



附 則

この規程は、平成二十八年四月一日から施行する。

名古屋港管理組合監査委員告示第三号

名古屋港管理組合監査委員の保有する個人情報の保護に関する規程（平成十八年名古屋港管理組合監査委員告示第一号）の一部を次のように改正する。

平成二十八年三月三十一日

名古屋港管理組合監査委員 石井芳樹
同 西川洋二
同 鈴木邦尚

第十二条第六項中「第四十一条第三項」を「第四十一条の二第五項」に改める。

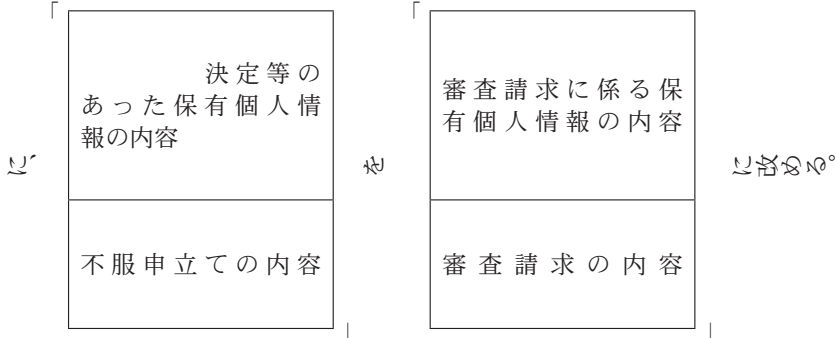
第二十一条中「第四十一条第二項」を「第四十一条の二第三項」に改める。

様式第四号及び様式第五号中「60日」を「3箇月」に、「異議申立て」を「審査請求」に改める。

様式第十一号備考以外の部分中「不服申立て」を「審査請求」に、「第41条第3項」を「第41条の2第5項」に、「60日」を「3箇月」に、「異議申立て」を「審査請求」に改め、同様式備考第一号中「第41条第3項」を「第41条の2第5項」に改める。

様式第十四号、様式第十五号、様式第十九号及び様式第二十号中「60日」を「3箇月」に、「異議申立て」を「審査請求」に改める。

様式第二十一号中「 決定等に対する不服申立て」を「審査請求」に、「第41条第2項」を「第41条の2第3項」



附 則

この規程は、平成二十八年四月一日から施行する。

発行所 名古屋市港区港町1番11号

名古屋港管理組合

